

# 税 外 債 権 の 延 滞 金 計 算

## 1. 計算方法

税外債権（市税を除く市の債権）を、納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から完納の日までの期間に応じ、法令で定められた延滞金が加算されます。

$$\boxed{\text{債 権 額}} \times \boxed{\text{利 率}} \times \boxed{\text{延滞した期間}} \div \boxed{365} = \boxed{\text{延滞金額}}$$

(元本額) (年利) (日数) (日)

## 2. 利率

▼ 延滞した期間により、利率などが異なります。

No.	延滞した期間	適用 条 例	利 率 ( 年 利 )	閏年を含む
1	R2.3.31 まで	税外延滞金条例 (R2.4.1 廃止)	7.3% (固定)	365 日当たり
2	R2.4.1 以降	税外債権管理条例 (R2.4.1 施行)	【1か月以内】 上限 7.3% 【1か月超え】 上限 14.6%	

※ 税外延滞金条例とは、「税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」のことです。